

表附-6 カンボジアの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E	F	G
電気通信ルール									
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール									
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5					附 3	附 4	
[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)							附 8.1	附 9.1,2	
[2]番号ポータビリティ							附 4*1	附 5*2	
[4]国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進								附 22	
[20]海底ケーブルシステムへのアクセス								附 18	
・主要なサービス提供者のルール									
[5]不利でない待遇							附 6	附 7	
競争条件セーフガード		約參 1		約參 1	附 4		附 5	附 6	
[6]再販売の許容							附 7	附 8*3	
[9]ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与								附 19*1	
相互接続		約參 2		約參 2	附 6		附 8.2-6	附 9.3	
今技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続		約參 2.2		約參 2.2	附 6		附 8.2	附 9.3	
今差別的でない条件及び料金		約參 2.2		約參 2.2	附 6		附 8.2	附 9.3	
今自己の子会社等よりも不利でない品質		約參 2.2		約參 2.2	附 6		附 8.2	附 9.3	
今細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金		約參 2.2		約參 2.2	附 6		附 8.2	附 9.3	
今伝送網の終端点以外の接続点での相互接続		約參 2.2		約參 2.2	附 6		附 8.2	附 9.3	
今[12]接続約款の認可制							附 8.3	(附 9.4)*4	
今[13]接続約款又は協定による相互接続							附 6	附 8.3	附 9.4
今交渉手続きの公の利用可能性		約參 2.3		約參 2.3	附 6		附 8.4	附 9.5	
今相互接続に関する取り決めの透明性		約參 2.4		約參 2.4			附 8.5	附 9.6	
今[15]相互接続を通じ取得した秘密の保持							附 8.6		
今相互接続の紛争解決		約參 2.5		約參 2.5	附 9				
[17]専用回線によるサービスの提供及び料金					附 8		附 9	附 10	
[18]コードーション等の確保					附 7		附 10	附 11*1	
[19]電柱、管路、線路敷設権へのアクセス								附 20*1	
・政府規制に関するルール									
独立の規制機関		約參 5		約參 5	附 11		附 11	附 12	
ユニバーサルサービス		約參 3		約參 3	附 12		附 12	附 13	
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示		約參 4		約參 4	附 5,附 10		附 13	附 14	
希少な資源の分配及び利用		約參 6		約參 6	附 13		附 14	附 15	
[24]紛争解決								附 16	附 23
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		附 4						附 15	附 16
[25]技術中立性									附 21
国際標準の促進		附 7						附 17	附 17
協力		附 6							
デジタル貿易ルール									
電子的送信への関税不賦課									12.11
[36]電子商取引関係法等の透明性					10.3				12.12
[37]UNCITRALモデル法準拠（電子商取引の法的効果の許容）					10.4				12.10
[39]電子認証の合法性					10.5				12.6
[40]オンライン消費者保護					10.6				12.7
[41]個人情報保護					10.7				12.8
[42]貿易文書の電子化					10.8				12.5
[44]国境を越えた情報の移転の許可									12.15*5
[46]コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止									12.14*5
[47]要求されていない商業上の電子メッセージの規制									12.9
[48]情報交換、協力						10.9			12.4,16
[49]サイバーセキュリティ協力									12.13
ネット知的財産保護ルール									
[54]インターネットドメインネーム割当の適正手続き									11.55
[55]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)									
[56]サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)									

A) ASEAN Free Trade Area (AFTA) (January 1, 1993)

B) ASEAN – China FTA (July 1, 2007 (S))

C) Agreement on Trade in Services under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Among the Government of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and The Republic of Korea (May 1, 2009)

D) Agreement establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (AANZFTA) (2010年1月1日発効：オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア；2010年3月12日発効：タイ；2011年1月1日発効：ラオス；2011年1月4日発効：カンボジア；2012年1月10日発効：インドネシア）

E) ASEAN - India (January 1, 2010(G), July 1, 2015(S))

F) 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との協定(日 ASEAN・EPA)(2008年12月から2010年7月にかけて順次発効。サービスの貿易章の規定を盛り込む第一改正議定書は、2020年8月から2022年2月にかけて発効。)

G) Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) (January 1, 2022-)

註：GATS は、「モデル参照文書」にフルコミットした場合の項目。GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。C の「約」はカンボジアの特定の約束に係る表(CAMBODIA Schedule of Specific Commitments)、「参」は約束表で参照されている参照文書。D の「附」は電気通信附属書(Annex on Telecommunications (Chapter 8))。F の「附」は第 6 章の附属書 B。

*1：努力規定。

*2：カンボジア、インドネシア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。

*3：自国の法令で許容するかどうかを決定することができるとする規定。

*4：認可の接続約款と接続協定とを選択できる規定としている。

*5：国家安全保障上の措置を例外として認め、その措置の是非については国家間で争うことができないものとする。

(各協定から筆者作成。)